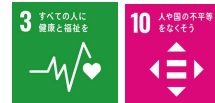


ポイント

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくことができるように、相談支援体制の充実を図る
- 身近な地域におけるサービスの確保に向けた中山間地域における支援体制を拡充
- 障害特性に応じたきめ細かな支援を実施



KPI	基準値	現在の状況	目標値(R5)
基幹相談支援センターの設置数 (地域の相談支援の中核機関)	4箇所(R3)	5箇所(R4)	14箇所
主任相談支援専門員の数 (福祉サービス等の総合的な利用支援や困難事例・地域課題等への対応、人材育成を担う専門職)	11人(R3)	17人(R4)	23人

現状と課題

- 地域で暮らす障害のある人が、自身の意思に基づく地域生活を実現するためには、相談支援体制の充実が課題
⇒ **相談支援専門員の資質向上**と、地域の総合的・専門的な相談支援を担う**基幹相談支援センターの設置促進**が必要

- 利用者が点在している中山間地域では、サービスの提供効率が悪いいため、事業者の参入が進みにくく、希望するサービスを利用しづらいという声がある。
⇒ **遠距離で送迎する事業者への支援の拡充**が必要
- 障害があることで日常生活や災害時に必要な情報を得にくい
⇒ **障害特性に応じた情報提供手段の充実**や、情報取得をサポートする**ICT機器の利用に向けた環境づくり**が必要

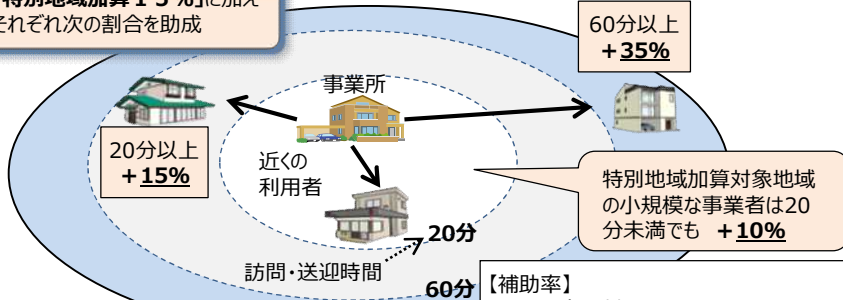
中山間地域におけるサービス確保のイメージ

- 中山間地域の遠距離（片道20分以上以上遠）の居住者に対して、サービスを提供した事業者へ助成する。

ねらい

- 中山間地域における障害福祉サービスの充実
 - 経営の安定と新たな雇用の創出
- 職員を新規雇用 + 5%

「特別地域加算 15%」に加え
それぞれ次の割合を助成



【補助率】
県1/2、市町村1/2
【補助対象】
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の訪問に係る経費

拡 生活介護（※）、児童発達支援の送迎に係る経費
※重度障害児者対応型

<通所サービスを受けたいが...>
・送迎サービスがないので事業所を利用できない
・家族が送迎しているが、負担が大きく必要な回数のサービスを受けられないなどの課題がある

令和5年度の取り組み

(1) 相談支援体制の充実

- 相談支援専門員の資質向上を図るためのフォローアップ研修を実施
- 地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を支援
- 地域の相談支援体制の充実強化を図るため主任相談支援専門員を養成

(2) 身近な地域におけるサービスの確保に向けた支援の充実

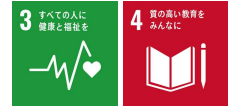
- 拡** 事業所から遠距離となる中山間地域に居住する障害児者に必要なサービス（ホームヘルプや児童発達支援等）を提供した事業者への助成
- 強度行動障害児者の受入を行う入所施設等を確保するため、施設等への外部の専門家の招聘や必要な備品の整備に要する費用の助成

(3) 障害特性に応じたきめ細かな支援

- 拡** 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児（者）の補聴器購入に対する支援
- 手話通話者等、意思疎通支援者の養成・派遣
- 拡** 視覚障害者向けスマートフォン操作指導（R4）220回→（R5）270回
- 強度行動障害支援者養成研修による人材育成

ポイント

すべての医療的ケア児とその家族が、日常生活や保育所・学校等で必要な支援を受けられる体制を構築



KPI	基準値	現在の状況	目標値 (R5)
医療的ケア児コーディネーター人数	30名(R1)	109名(R4)	120名
医療的ケア児支援センターにおける延べ相談件数	82件 (R3)	-	120件
学校等における医療的ケア看護職員研修により専門性が向上した看護職員の割合	-	-	90%

NICU等から退院後、医療的ケア児とその家族がコーディネーター(※)による支援を受けている割合 (R4: 71%→R5: 100%)

(※) 医療的ケア児コーディネーター
相談支援専門員、看護師、保健師などのうち規定の研修を修了した者で、医療的ケア児に関するサービス等の総合調整を行う

現状と課題

- 恒常的に人工呼吸器や喀痰吸引などのケアを必要とする医療的ケア児がいる (R1調査:90名→R4調査:90名)
⇒ 医療的ケア児やその家族からの相談に対応できる**総合的な拠点**や、**医療的ケア児等コーディネーター** (多様なサービス調整を行う家族を伴走型でサポートする支援者) が必要
- 医療的ケア児の多くは特別支援学校に在籍しているが、一部の医療的ケア児は**小中高等学校にも在籍**している
⇒ 学校等において医療的ケアができる**看護師等の育成・確保**が必要
- 医療的ケア児にかかる災害時における**個別避難計画等の策定は微増** (R3: 約15%→R4: 約27%)
⇒ 県南トラ行動計画に基づき、**令和7年度までに100%とする必要**

令和5年度の取り組み

(1) 家族のレスパイトと日常生活における支援の充実

- 医療的ケア児に対応できる看護師の確保 (看護学生や看護師への研修会の実施) 【医療政策課】
- 地域で小児に対応できる訪問看護師の育成を実施 (高知県立大学の寄附講座) 【在宅療養推進課】
- 小児在宅医療に関する国の人材育成講習会への助成 (医師、看護師等) 【在宅療養推進課】
- 拡** 医療的ケア児に対応できる人材の養成 (統一された手順書による実践研修の実施) 【障害福祉課】
- 家族の介護負担を軽減するため訪問看護師等によるレスパイトの実施【障害福祉課】
- 新** 医療的ケア児に関するセミナー等を通じて支援の裾野を拡大【障害福祉課】

(2) 保育所、学校等における医療的ケアの推進

- 医療的ケア児の学校における支援体制の充実【特別支援教育課】
(医療的ケア看護職員等への研修の実施、巡回看護師の配置)
- 保育所等への加配看護師等の配置に係る経費の助成【幼保支援課】

(3) 医療的ケア児支援センターを中心とした相談支援体制の充実

- 「重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわ」において医療的ケア児とその家族からの相談への対応【障害福祉課】
- 「医療的ケア児等コーディネーター」の養成とセンターによる助言やサポート【障害福祉課】
- 災害時における個別避難計画等の作成促進【健康対策課・地域福祉政策課・障害福祉課】

医療・福祉サービス

小児在宅医療や訪問看護師などサービスを担う人材の育成

在宅レスパイト

通所サービスの充実や訪問看護師によるレスパイトにより家族の負担を軽減

保育所・学校等

保育所や学校等に看護職員を配置することにより、医療的ケア児の受け入れを促進

サービスや日常生活などを総合的に調整

医療的ケア児とその家族

派遣調整や助言等

医療的ケア児等コーディネーター

相談対応

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」

※R3.4社会福祉法人に委託設置

【新】医療的ケア児の通学に係る保護者支援実証事業

特別支援教育課

事業概要

県立特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒のうち、スクールバスに乗車して通学することが困難な児童生徒に対して、福祉タクシー等の車両に看護師が同乗して児童生徒を学校に送迎することで、送迎に係る保護者の負担を軽減する。

R5当初：1,056千円（-）836千円（国）220千円

期待される効果

- ・医療的ケア児の送迎に係る保護者の負担が軽減される。

現状・課題

- ・医療的ケアのためスクールバスに乗車できない児童生徒は、保護者の送迎により通学している。
- ・令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援が求められており、通学の送迎に係る保護者負担の軽減等について検討する必要がある。
- ・早朝の時間帯に活用できる福祉車両や看護師等の確保が難しい。

スクールバス	保護者送迎	その他	合計
5	5	1	12

スクールバス運行している3校における医療的ケア児通学生の通学状況

事業目標

- ・福祉タクシー等の車両に看護師を同乗させて行う通学支援を実施し、高知県の実情に応じた通学支援について検討を進める。

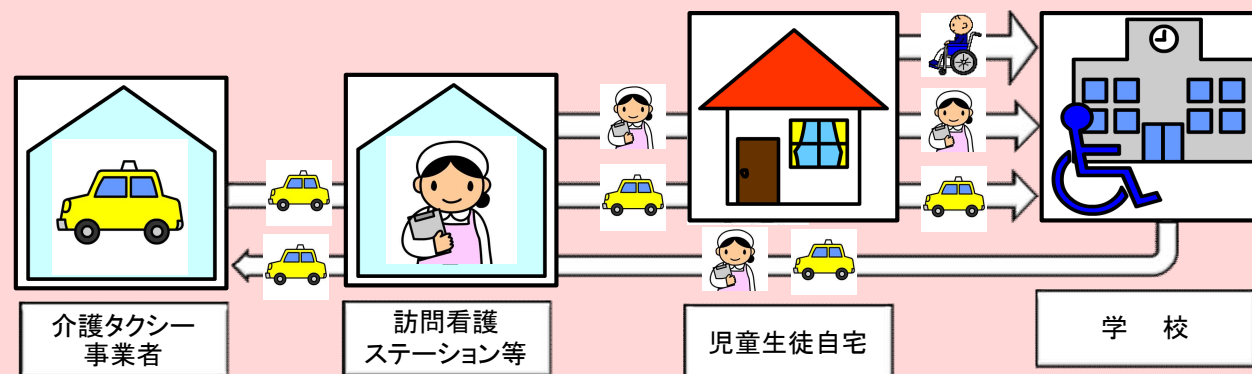
R5実施内容

スクールバスに乗車できない医療的ケア児2名に対して、月2回の通学支援を実施。（看護師の乗車費用については、国の事業「切れ目ない支援体制整備事業」を活用（1/3補助））

県内の介護タクシー事業者、訪問看護ステーション等、活用できる社会資源の確認、実証。県立学校における医療的ケア運営協議会による意見聴取。

本格実施に向けた制度設計の検討。

事業イメージ



- ・道路運送法の許可等を有する運送事業者の車両（福祉タクシー等）に、看護師が同乗し、特別支援学校と自宅等の間を送迎する。

ポイント

障害のある人が自立した生活と社会参加を実現できるよう、就労と工賃向上に向けた支援を推進



KPI	基準値	現在の状況	目標値(R5)
障害者職業訓練による就職者数	15人(R1)	10人(R4.12月)	30人/年以上
就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃月額	20,005円(R1)	20,597円(R3)	22,000円

現状と課題

《障害者雇用》

- 障害者就業・生活支援センター(5カ所)の登録者数は増加傾向
- 職場見学等の受入企業等は新型コロナウイルス感染症の影響により減少していたが、R4は増加 (R元:40社、R2:28社、R3:27社、R4:57社(R5.1月))
- 民間企業等における障害者雇用率は、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%へと段階的に引き上げ

《工賃水準の向上》

- 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は上昇傾向
- コロナ禍や物価高騰により、一部の事業所で生産活動に影響

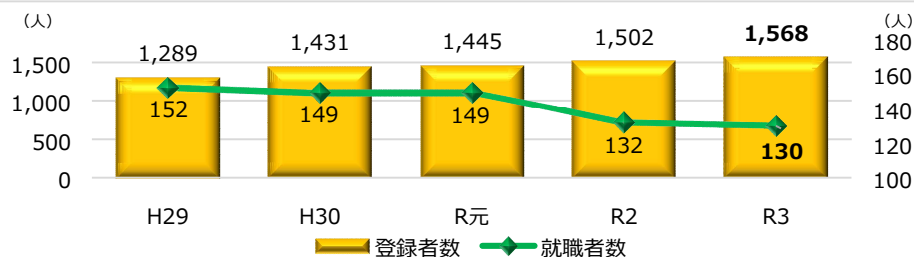
《障害者雇用》

- 障害者就業・生活支援センターによる就職準備から職場定着に至るまでの伴走支援が重要
- コロナ禍において就労機会を確保するため、職業訓練の委託先企業のさらなる開拓が必要
- 障害者雇用率の引き上げに向けて、周知とさらなる雇用の促進が必要

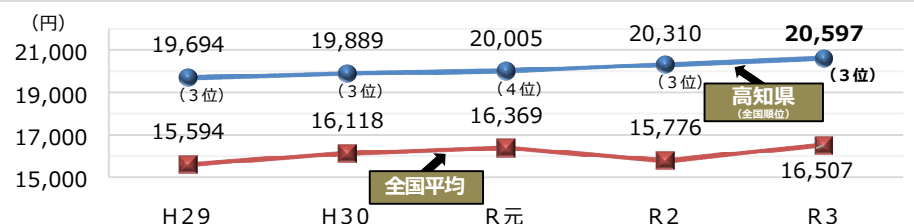
《工賃水準の向上》

- 多くの就労継続支援事業所で営業力や情報発信力、商品開発力等が弱いことから、生産活動の基盤強化が必要

障害者就業・生活支援センターの登録者数及び就職者数の推移



平均工賃月額の推移



令和5年度の取り組み

(1) 企業における障害者雇用の推進

- 障害者就業・生活支援センターによる関係機関と連携した支援
- 障害者雇用率の引き上げを見据え、障害者職業訓練コーディネーター(3名)による企業訪問を実施(約300件/年)
⇒障害者委託訓練等の支援制度の周知と障害者雇用を支援
- 拡 就労体験拠点*1が受入企業等を開拓し、就労体験の機会を拡大(557人日(R4見込み)→700人日)

(2) 就労継続支援事業所の生産活動の基盤強化

- 就労継続支援事業所の商品やサービスを掲載したホームページの開設(R5.2.2公開⇒閲覧ユーザー数10,000件以上(R5))
- 工賃等向上アドバイザーの活用促進(延べ13事業所(R3~R4)⇒延べ30事業所以上(R3~R5))
- 拡 共同受注窓口*2の強化による新たな民需や官公需の創出(訪問件数34件⇒100件、マッチング13件⇒30件以上)

*1 障害のある人に企業等での就労体験の機会を提供し、働く意欲や作業能力の向上を支援する(県委託事業)

*2 就労継続支援事業所が生産している商品や提供可能な役務を民間企業等に紹介するなど、販路の拡大を支援する(県委託事業)

ポイント

農福連携の更なる推進に向けて、農業分野と福祉分野の相互理解の促進と農福連携支援会議等の活性化を図る



KPI	基準値	現在の状況	目標値（R5）
農業分野で就労する障害のある人等の人数（累計） うち、生きづらさを抱える人	400人 50人（R1）	588人 59人（R3）	820人 120人
農福連携（施設外就労）に取り組む就労継続支援事業所数	31事業所（R3）	25事業所（R4.11月）	50事業所
就労体験実施件数（農業分野）	43件（R3）	30件（R4.11月）	64件

現状と課題

- 障害者等の農業分野における従事者数：**588名**【R3】
（うち、生きづらさを抱える人：59名）
- 農福連携支援会議設置数：**11地域19市町村**【R4.12月】
- 就労体験拠点による農作業体験：30件【R4.11月】
- 農福連携就労定着サポーターによる支援：17回【R4.11月】
- 農福連携促進コーディネーターによる新規マッチング：3件【R4.11月】
（農業者と就労継続支援事業所の農作業受委託）

《障害のある人・生きづらさを抱える人共通》

- **地域によって農福連携の取り組みに濃淡**があり、取り組めていない地域もある
- 農福連携の取り組みが農業者や支援対象者に広く知られていない

《障害のある人》

- 農福連携に関心がある就労継続支援事業所はあるものの、**支援体制や条件面等から農作業の受委託のマッチングが円滑に進まない**

《生きづらさを抱える人》

- 生きづらさを抱える人に対する**理解が十分でない**
- 農福連携の取り組みに**生きづらさを抱える人を支援する団体の参画が少ない**

令和5年度の取り組み

（1）障害のある人・生きづらさを抱える人共通の支援

【農福連携支援会議等の活性化】

- 新** 農福連携支援会議にアドバイザーを派遣
（R5派遣回数：延べ21回を予定）
- 新** 現場を視察する「農福連携スタディツアー」を実施し、地域間・参加者間の交流を図る（R5：2回実施予定）
- 新** 優良事例を紹介する冊子を作成
 - 取り組みが進んでいない地域において、アドバイザー等を活用しながら農福連携支援会議の立ち上げ等を支援

（2）障害のある人への支援

- 農作業を発注する農業者等の開拓による農作業受委託の促進
（R5新規マッチング目標件数：10件）
- 農福連携促進コーディネーターが収集した情報を共同受注窓口*1と共有し、農作業受委託のマッチングを支援

*1 就労継続支援事業所が生産している商品や提供可能な役務を民間企業等に紹介するなど、販路の拡大を支援する（県委託事業）

【農作業体験機会の充実】

- 拡** 受入れ農家等の開拓による就労（農作業）体験の拡大
障害のある人（19件（R4.11月）→39件（R5目標））
ひきこもり状態にある人（11件（R4.11月）→25件（R5目標））

【農福連携の普及啓発】

- 拡** 農福連携の取り組みで生産された農産物や加工品の販売を行う農福連携マルシェに併せて、農福連携を啓発する講演等を新たに開催

（3）生きづらさを抱える人への支援

- 支援団体に働きかけ、農福連携支援会議への参画を促進
- 農業者等の理解促進に向け、農福連携支援会議等が主催する勉強会等を支援

ポイント

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「第3期高知県自殺対策行動計画」に基づき、地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ計画的に推進

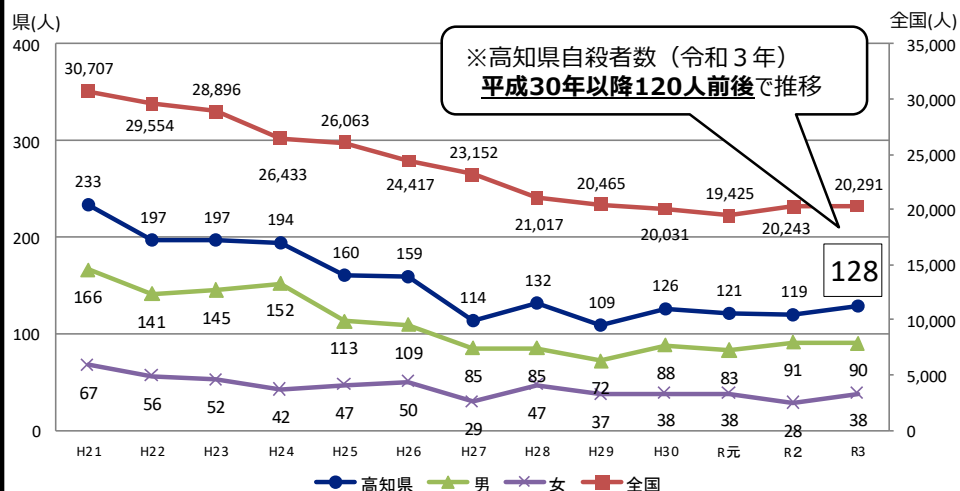


KPI	基準値	現在の状況	目標値 (R5)
自殺予防に関する情報発信HPの閲覧件数	6,034件 (R2)	7,897件 (R4.4月~R5.1月)	10,000件
市町村の相談件数	127件 (R1)	264件 (R2)	300件
ゲートキーパー養成人数	775人 (R1)	1,726人 (R3)	2,500人以上

現状と課題

- 【現状】○本県の自殺者数は、平成21年の233人から令和3年は**128人に減少**したものの、人口10万人あたりの自殺死亡率は**18.8で全国ワースト7位**
- 65歳以上の自殺者の割合が全国と比べて高く、20~40歳代の自殺者数が増加傾向**（20・30歳代の死亡順位では「自殺」が1位）
- 【課題】○若年層の自殺が深刻な課題となっており、**児童生徒への自殺予防の対策に取り組むとともに、職域での健康づくりなどを推進していく必要がある**
- 高齢者等の**孤独・孤立を防ぐための居場所づくりやゲートキーパーの養成、メンタルヘルス対策**をさらに進める必要がある
 - 生きづらさを感じている人を見逃さない**地域づくり**が必要

県内自殺者数の年次推移 (厚生労働省 人口動態統計)



令和5年度の取り組み

- 正しい知識の普及・理解促進及び相談窓口の周知**
 - 新** メンタルヘルス総合サイトを開設し、自殺に関する正しい知識や相談窓口の情報等を総合的に発信
 - 拡** 自殺予防週間や自殺対策強化月間等の啓発事業の実施、リーフレット等を活用した年代や属性に応じた啓発
 - 児童生徒を対象とした「SOSの出し方教育」等の推進
- 自殺予防のための相談・支援及び心の健康づくり**
 - 拡** 市町村における包括的な支援体制の構築 (高知型地域共生社会)
 - 自殺対策推進センターを中心とした多機関連携による支援体制の強化
 - 職場におけるメンタルヘルス対策及び地域における心の健康づくりを推進
- 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上**
 - 自殺リスクの高い人と接する機会が多い職域でのゲートキーパーの養成
 - 新** web研修用のコンテンツを作成し、気軽に研修をできる体制を構築

ポイント

県民の健全な生活の確保を図り、安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、「依存症」に関する正しい知識を普及し、「発症予防」「進行予防」「回復・再発予防」の各段階に応じた支援を実施



KPI	基準値	現在の状況	目標値（R5）
依存症度の自己診断ツールの利用数	68,150件（R2）	52,019件（R4.4月～R5.1月）	90,000件
保健所及び市町村の相談件数	697件（R1）	1,000件（R2）	1,500件
依存症地域生活支援者研修受講者	174人（R1）	553人（R4）	総数700人以上
依存症専門医療機関	県内に1箇所（R1）	県内に2箇所（R4）	県内に4箇所

現状と課題

- 【発症予防】 ○ 依存症は当事者や家族が気づきにくく、相談につながりにくいことから、**依存症に関する正しい知識の普及と理解促進**が必要（特に、アルコール、ギャンブル等に初めて接することとなる若者に対する普及啓発が重要）
- 【進行予防】 ○ 依存症が疑われる人（推計値：約11,000人）に比べて相談件数が少ない（1,000件（R2））ことから、相談窓口の周知とともに、各分野の相談員が依存症が疑われる人に気づき、適切な支援につなぐことができるよう、**依存症に関する対応力の向上**が必要
 - 身近な地域で治療が行えるよう、**専門医療機関を増やすとともにその他の精神科病院やかかりつけ医療機関の対応力の向上**が必要
- 【回復・再発予防】 ○ 依存症の回復や再発防止に有効とされる**自助グループや家族会の活動を広めていく**ことが必要

依存症の段階別の対策イメージ等

発症予防
（一次予防）

予防教育及び普及啓発の推進

関係事業者による取組

進行予防
（二次予防）

相談窓口の周知及び相談体制の充実

医療提供体制の整備

回復・再発予防
（三次予防）

回復・再発防止対策の充実及び連携協力体制の強化

○ 県内の依存症が疑われる人数（推計値）

アルコール依存症の生涯経験者：約6,400人

ギャンブル等依存症が疑われる者：約4,600人

※国の調査等による全国の推計値（割合）を本県の人口に置き換えた場合の推計値

○ 県内の依存症専門医療機関（R4）

アルコール：1箇所、ギャンブル等：1箇所

令和5年度の取り組み

発症予防

（1）普及啓発及び予防教育の実施

- 新** メンタルヘルス総合サイトを開設し、依存症の正しい知識を普及
 - 高等学校における予防教育、専門学校や職域等を対象としたアルコール健康障害予防講座の実施

進行予防

（2）相談体制及び医療提供体制の充実

- 市町村職員、各分野の相談員等を対象とした対応力向上研修の実施
- 専門医療機関指定のため、精神科医師を対象とした研修費用の助成や、かかりつけ医等を対象とした対応力向上研修の実施

回復・再発予防

（3）民間団体の活動支援

- 自助グループ、家族会の活動（相談会、広報等）に要する経費の補助

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりの推進

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の位置付け

国では、障害福祉計画に係る基本指針において、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（にも包括）の構築を進めることとしている。

これを踏まえて、第6期高知県障害福祉計画において、「にも包括」の構築を進めることを目標に掲げている。

KPI	現状	目標値（R5）
1年以上の長期入院患者数	(R3) 1,800人	1,540人以下
入院後3か月時点の退院率	(H29) 64%	71%
6か月時点の退院率	83%	88%
1年時点の退院率	81%	94%
退院後1年以内の地域における平均生活日数	(H30) 305日	316日以上

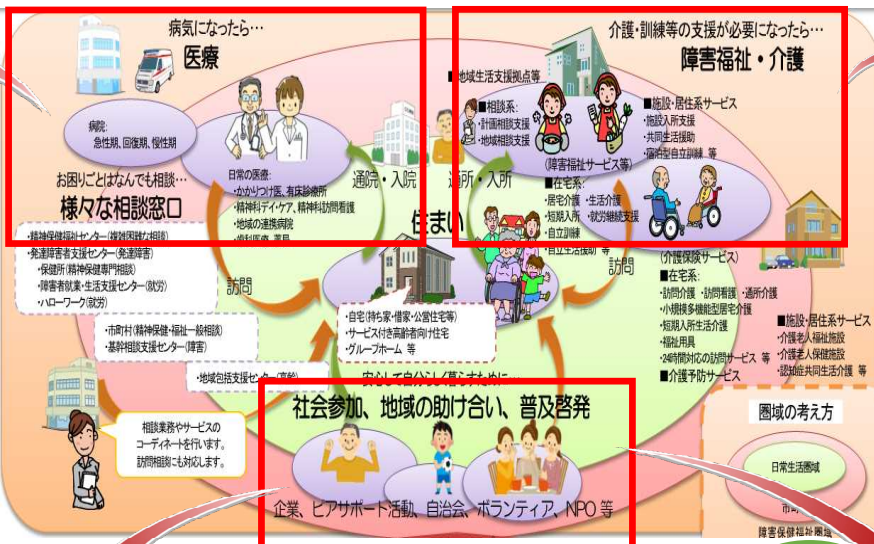
地域移行

地域定着

※第6期高知県障害福祉計画より（障害者総合支援法に基づき作成されるもの）

地域定着

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）※厚生労働省HPより



取り組み1 医療・相談体制充実

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> 医療中断、未受診、入退院を繰り返す 病識が無い。 夜間休日等の診療時間外の症状悪化時の対応 	<p>拡 アウトリーチ推進事業委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 多職種（精神科医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、ピアサポーター等）による相談対応や訪問支援を行い、入退院を繰り返す方の地域生活の維持や、未受診、医療中断の方が体調の変化による入院になる前の段階で受診に繋げる。 また入院となった場合でも長期化を防ぐ。R4 2圏域（高幡・幡多） ⇒ R5 3圏域（中央西・高幡・幡多） <p>○精神科救急情報センター委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて当番医療機関等を紹介する電話相談窓口の運営を委託。 <p>○精神科救急医療委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日夜間、休日の精神科救急医療を当番医療機関で対応する。

取り組み2 障害福祉サービス事業所との連携

課題	地域移行	地域定着	対応
<ul style="list-style-type: none"> 入院の長期化 精神障害者の地域生活を支えるサービス提供者が少ない 			<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行・地域定着支援関係者研修 入院患者の地域移行・地域定着を推進するために、障害福祉サービス事業所職員を対象に、精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施。

取り組み3 地域で支える仕組みづくり

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> 入院患者の退院意欲が低い 地域での交流の場が少ない 地域での理解者が少ない ピアサポーター養成後の活動の場が少ない 	<p>○ピアサポーター養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら精神疾患の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の精神障害者の支援を行う人材を養成する。（基礎・専門/フォローアップ） <p>○ピア交流会 ※養成研修とセットで委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ピアサポート活動の普及（ピアサポーター養成研修への参加者増、各地域での交流の場作りを目的に実施）。 <p>新 ピアサポーター派遣体制整備事業（委託事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ピアサポーター養成後の活動の場の体制作りを行う。入院患者の退院に向けたお手伝いや、アウトリーチ事業の訪問時の同行、地域住民への理解促進のための講演会などを実施。利用見込み50件（年）

地域移行 地域定着

取り組み4 社会参加への支援（就労支援チーム）

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> 働くことへの不安 障害者雇用の促進 	<p>○就労体験拠点設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労体験の場（最大10日間）を提供し、一般就労へのステップアップを支援する。 <p>○障害者職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労を促進するため、障害者職業訓練コーディネーターを配置し、訓練先（受け入れ企業）の開拓・選定、訓練のコーディネート、訓練生の受講中の支援を行う。（訓練期間2ヶ月）

地域定着

取り組み5 普及啓発

課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> 精神障害への理解が進んでいない 	<p>新 ○メンタルヘルス総合サイトでの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神疾患に関する正しい知識や、精神保健福祉の歴史、当事者の声（リカバリーストーリー）などを発信し、県民の精神障害に関する理解を深める。

地域移行 地域定着

ヤ・シパークの活性化に向けた整備について（港湾海岸管理費：R4.9月補正）

（港湾・海岸課）

○ヤ・シパーク活性化推進協議会

- ・ヤ・シパークの活性化を目的に、香南市、高知県（産振、観光、土木）、（株）ヤ・シ、地元関係者等で構成された協議会である。
- ・関係者と議論を重ね、R4.7の協議会において、今後のヤ・シパークの方向性が共有された。

○今後のヤ・シパークの方向性

- ①ヤ・シパークの特色を生かしながら、“ソフト事業を中心に公園の集客力・満足度の向上”を図る。
- ②子ども連れやお年寄り、外国人や障害のある方など、誰もが楽しめるユニバーサルデザインによる“インクルーシブパーク”を目指す。



①ピクニックサイトに開閉式屋根を設置

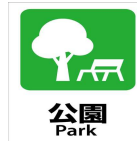
・小雨や強い日差しでも快適に利用できる開閉式屋根の設置



②公園のインクルーシブ化に向けた設計委託

1. サインの配置とデザインの検討

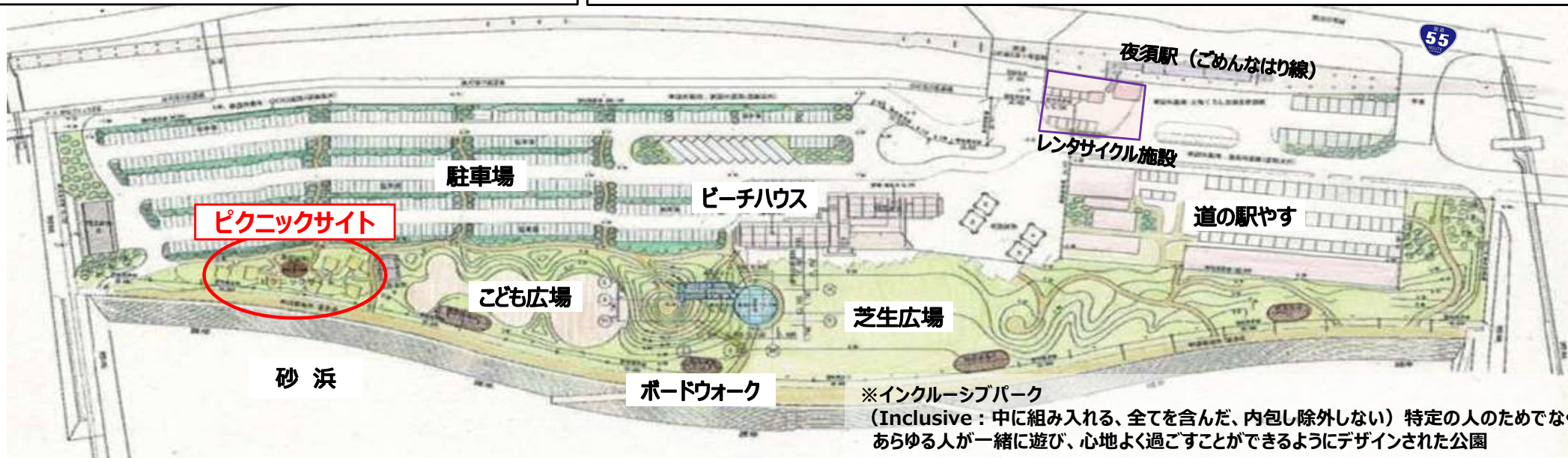
・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたサインの設計



ピクトグラムの活用

2. 園内の動線計画等の策定

- ・車椅子やベビーカーも通りやすい動線の配置計画
- ・誰もが使いやすいように既存施設の更新設計



※インクルーシブパーク

（Inclusive：中に組み入れる、全てを含んだ、内包し除外しない）特定の人のためではなく、あらゆる人が一緒に遊び、心地よく過ごすことができるようにデザインされた公園